

豊能地域で行う新たなビジネスを応援します！

豊能地域ビジネスアイデアコンテスト 2022 募集要領

1-1. 本事業の目的

豊能地域活性化推進協議会（事務局：豊中商工会議所）では、地域の課題やニーズをビジネスの視点から捉え、その解決につながるビジネスアイデアを発掘する場として、「豊能地域 ビジネスアイデアコンテスト 2022」を開催いたします。

表彰対象となった方には、賞金【最優秀賞（1者以内）：20万円、優秀賞（2者以内）：10万円】と、副賞として最長6か月間に渡る事業実現に向けた伴走型サポートを提供し、ビジネスアイデアの具現化を実践的に支援します。

（※）豊能地域 …大阪府北部の、能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市の3市2町を指します

1-2. 本事業の流れ

- ① ビジネスアイデアを、「エントリーシート」に記載して応募していただきます。
- ② 「エントリーシート」の内容をもとに、「ビジネスプラン（事業計画シート、数値計画シート）」、「1分プレゼン動画」の作成していただきます。必要に応じて専門家等による支援を随時実施します。
- ③ ②により作成した「ビジネスプラン（事業計画シート、数値計画シート）」と「1分プレゼン動画」に対し一次審査を行います。
- ④ 一次審査の結果、評価の高い上位数件に面接審査を実施し、表彰対象を決定します。
- ⑤ 表彰対象となった方に、最長6か月間にわたる伴走型サポートを提供し、事業化にむけて支援します。



2. 実施体制

本事業は、豊能地域活性化推進協議会（事務局：豊中商工会議所）が実施主体となり、公益財団法人大阪産業局による「商工会議所・商工会等連携地域キャラバン隊事業」を活用して、ビジネスアイデアの募集、審査・選定、事業化支援等を行います。

[豊能地域活性化推進協議会の概要]

（設置目的）

地域における創業、経営革新、事業承継、国際化等を支援するとともに、技術や人材、歴史、伝統など地域の資源を活かした新しい事業を創出し、産業振興をはじめ地域の活性化を図る。

（構成機関等）

能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市、能勢町商工会、豊能町商工会、箕面商工会議所、池田商工会議所、豊中商工会議所、株式会社日本政策金融公庫 十三支店

（設置日）

平成 19 年 6 月 14 日

（事務局）

豊中商工会議所

3. 募集対象となるアイデア

創業予定者及び創業から 5 年以内の中小企業者が、豊能地域において取り組む予定の、顧客への新たな価値の提供、持続的な事業発展、地域経済への波及効果等が期待されるビジネスアイデアを募集します。

これから新たに取り組むビジネスアイデアのほか、事業化に向けて取り組みを開始しているビジネスアイデアでのご応募も可能です。

4. 応募対象者

応募対象者は、次の①～③のいずれかに該当する方です。

- ① 豊能地域（能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市）内で事業を実施している、創業5年以内の中小企業者
- ② 豊能地域（能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市）内で事業を実施予定である、創業5年以内の中小企業者
- ③ 豊能地域（能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市）で2023年末までに創業を予定されている方

※「創業5年以内」の基準日は、2022年9月1日とします（2017年8月31日以前に創業した方は応募対象外となります）。また、法人設立前に同一の事業内容で個人事業を営んでいた場合は、その期間も含めて5年以内とします（個人事業と異なる事業内容で設立した法人の応募は可能です）。

※「創業した日」の定義は、本コンテストにおいては以下のとおりとします。ご不明な点や、下記に記載のない場合は事務局までお問い合わせください。

区分	事業主体	「創業した日」の定義
創業	個人事業主	開業届に記載された開業日
	法人	現在事項全部証明書に記載された会社設立年月日

※必要に応じ、上記「創業した日」を確認できる書類および「5. 応募に関する留意事項」の(7)①-ア・イに該当しないことが確認できる書類を、事務局が指定する日までにご提出いただきます。

※1者で複数のビジネスアイデアを応募することはできません。

（中小企業者とは）

- ・「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条に定める中小企業者とします(9ページ参照)。

（事業実施の場所について）

- ・豊能地域（能勢町、豊能町、箕面市、池田市、豊中市）内で事業を実施される場合であれば、本社所在地については地域外でも応募可能です。

5. 応募に関する留意事項

- (1) 応募の際にご記入いただく個人情報、審査に必要な連絡をするため必須とします。ご記入いただけない場合は受付ができません。
- (2) 応募書類は返却いたしません。
- (3) 応募書類等については、事務局、選定委員会、豊能地域活性化推進協議会構成機関、公益財団法人大阪産業局において必要に応じて共有します。その他の第三者へは提供しません。
- (4) 面接審査対象者の氏名、社名（屋号）、テーマ、ビジネスプラン概要等は、ホームページ等で公表することがあります。また、表彰対象者の「1分プレゼン動画」を公表することがあります。
- (5) 応募に際し、ノウハウや営業上の秘密事項、特許事項等に関する法的保護は応募者の責任で対応することとし、事務局側での法的保護は行いません。
- (6) 当コンテストへの参加に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (7) 応募対象者のうち、以下のものは応募・審査対象外とします。
 - ① 本事業は、(公財)大阪産業局による「商工会議所・商工会等連携地域キャラバン隊事業」を活用して実施することから、次の方は応募することができません。
 - ア. 直近3事業年度の所得税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - イ. 地方税に係る徴収金を完納していないもの
 - ウ. 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項から第6項に掲げる暴力団等及びそれらの利益となる活動を行うもの
 - ② ビジネスアイデアの事業化支援を目的としていることから、表彰決定後（概ね2023年4月～9月）、事業計画策定など事業化に向けたサポートを受けることに同意しない方は応募することができません。
 - ③ 次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外します。また、表彰後にウ、エ、オのいずれかに該当する事実が判明した場合、表彰を取り消し、賞金の返還を請求する場合があります。
 - ア. 審査過程において事務局が指定する書類等の提出にご協力いただけない場合
 - イ. 面接審査（2023年1月18日（水）開催）を受けられない場合
 - ウ. 応募内容に虚偽があった場合
 - エ. 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - オ. 応募したビジネスアイデアに知的財産権の侵害行為が認められる場合
 - カ. その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6. 応募方法

(1) 応募方法および応募受付期間

ビジネスアイデアの応募は、「エントリーシート」に必要事項をご記入の上でメール、FAX または郵送にてご提出いただきます。

E-mail bpc@ooaana.or.jp

FAX 06-6857-0474

郵送 〒561-0884 豊中市岡町北1-1-2 豊中商工会議所 宛

応募受付期間：2022年9月1日（木）10:00 ～ 2022年10月31日（月）17:00 必着

「エントリーシート」は下記 URL または右記 QR コードよりダウンロード可能です。

<https://www.ooaana.or.jp/other/contest/>



(2) 公募説明会及び個別相談会の実施

下記日程で公募説明会および個別相談会を開催します。来場でのご参加のほか、オンライン（zoom）によるご参加も可能です。

公募説明会 2022年9月20日（火）14:00 ～ 16:00

内容 キックオフセミナー

本事業の説明

質疑応答

下記 URL または右記 QR コードより公募説明会への参加申込が可能です。

<https://www.ooaana.or.jp/info/seminar/346/>



個別相談会 2022年9月27日（火）事前予約制（予約申込：06-6845-8004）

午前2枠（9:30 ～ 10:50、11:00 ～ 12:20）

午後2枠（13:30 ～ 14:50、15:00 ～ 16:20）

相談対応：公益財団法人大阪産業局 よろず支援拠点コーディネーター

※ その他、個別相談は随時承りますので、「11. お問い合わせ先」までご連絡下さい。

(3) 応募～審査の流れ

ご応募いただいたビジネスアイデアの「エントリーシート」に基づいて、豊能地域活性化推進協議会および大阪府よろず支援拠点（（公財）大阪産業局に設置）が連携し、「ビジネスプラン（事業計画シート、数値計画シート）」と「1分プレゼン動画」の作成に向けて支援いたします。応募を受け次第、随時日程調整いたします。作成された「ビジネスプラン（事業計画シート、数値計画シート）」と「1分プレゼン動画」に対し、審査いたします。

7. 審査方法

(1) 選定委員会

豊能地域活性化推進協議会が委嘱する選定委員会において、応募された「エントリーシート」をもとに作成された「ビジネスプラン（事業計画シート、数値計画シート）」と「1分プレゼン動画」に対して、一次審査を行います。審査結果を踏まえて選定された上位数件に対し、面接審査を実施します。それぞれの審査は、次項の「審査のポイント」に沿って実施します。表彰対象は、面接審査の結果により決定いたします。なお、面接審査を受けられない場合は審査対象から除外させていただきます。

面接審査 2023年1月18日（水）（面接審査の時間は、別途決定します）

(2) 審査のポイント

- ① 新規性・独創性
 - ・新しい発想や技術・サービスによって、新たなニーズや市場を開拓し得るか
 - ・商品・サービスに、他と差別化でき競争力を発揮し得る独創性があるか
- ② 熱意・表現力
 - ・事業に対する使命感、熱意があるか
 - ・内容や想いが伝わるプレゼンテーションであるか
- ③ 実現可能性
 - ・目標数値や資金計画、収支計画、運営体制等に無理がないか
 - ・ターゲットの悩みやニーズ、市場や競合を的確に捉えているか
- ④ 成長性（将来性・発展性）
 - ・事業の今後の展開を明確にイメージできているか
 - ・事業の持続的発展を見据えた収益性を確保しているか
- ⑤ 地域への波及効果
 - ・地域課題に目を向け、その解決に結びつくか
 - ・地域貢献、雇用創出、地域の魅力や発信力の向上等の効果が期待できるか

8. スケジュール

「エントリーシート」応募受付期間	9月1日(木)～10/31(月)
公募説明会・キックオフセミナー	9月20日(火)
個別相談会	9月27日(火)
「ビジネスプラン(事業計画シート・数値計画シート)」・「1分プレゼン動画」の作成支援	「エントリーシート」受付～11月30日(水)
「ビジネスプラン(事業計画シート・数値計画シート)」・「1分プレゼン動画」の提出期限	11月30日(水)
一次審査	12月8日(木)
面接審査対策支援	12月中旬～1月上旬
面接審査	1月18日(水)
表彰対象決定	1月下旬～2月上旬
表彰式(予定)	2月予定

9. 表彰および事業化サポートについて

(1) 表彰

応募いただいたビジネスアイデアのうち上位3者以内を表彰対象とし、賞金を贈呈します(最優秀賞1者以内 20万円、優秀賞2者以内 各10万円)。また、表彰式の開催を予定していますが、詳細は後日、表彰対象者にお知らせします。

なお、創業予定者については、2023年中に創業されたことを書面等で確認できた時点で、賞金を授与します。

(2) 事業化サポート

上記表彰の対象となったビジネスアイデアについては、豊能地域活性化推進協議会と大阪府よろず支援拠点((公財)大阪産業局に設置)が連携し、副賞として最長6か月間に渡る事業化に向けた伴走型サポートを提供します。

10. 応募者情報の取扱いについて

ご提出いただいた個人情報は、当協議会における事務連絡や運営管理、統計分析、情報提供のために利用いたします。また、当協議会構成機関のほか、(公財)大阪産業局、大阪府商工労働部と共有することがあります。

11. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせやご質問は、下記までお願いいたします。

豊中商工会議所（豊能地域活性化推進協議会 事務局）

TEL 06-6845-8004

受付時間：月～金 9:00～17:30（祝日除く）

担当：ナカムラ

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日 法律第五十四号）

第一章 総則

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

なお、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）は、中小企業法上の中小企業者の中小企業者に該当しないものと解されます。（中小企業庁HP FAQ「中小企業の定義について」より）